

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第55号



(表1) クーリング・オフ対象となる取引例 (特定商取引法対象分)

販売方法	主な商法や商品	期間
訪問販売	点検商法、アポイントメントセールス、キャッチセールス、催眠商法、新聞	8日間
電話勧誘販売	光回線、モバイル回線、健康食品	
特定継続的役務提供	エステ、美容医療、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	
訪問購入	自宅訪問により事業者が消費者から商品を買取る商法	20日間
連鎖販売取引	マルチ商法・ネットワークビジネス (物販+会員勧誘目的)	
業務提供誘引販売	内職・モニター商法等 (仕事をもらう為に商品・サービス等を購入)	

(表2) クーリング・オフ対象とならない取引例

自分の意思で店舗や通信販売での購入、事業者間取引など

ハガキの例→

←国民生活センター
詳細説明

契約解除通知書

- 契約日
- 販売会社名
- 担当者名
- 商品名
- 契約金額

この契約を解除します。

通知日
契約者住所
契約者氏名

表1にある販売方法の場合、事業者は法で定められた内容で契約書面を作成しなければなりません。この契約書面を消費者が受け取った日を1日目として期間内に契約解除を書面で通知します。契約書面に不備や妨害があったときは起算日が延びます。書面を受け取った日は記録しておいてください。

通常はハガキで通知します。通知先は販売業者と、クレジット契約の場合はクレジット会社に同様に通知します。記入内容は左のハガキの例を参考に、コピーをとり保管もしてください。

期間内に出したことがわかるよう郵便局の窓口から「特定記録郵便」にて出します。詳細は消費生活センターへご相談ください。

要件

契約解除の通知方法

消費者の味方 クーリング・オフ

「クーリング・オフ」とは、訪問や電話勧誘などの突然のセールスで不用意に契約をしてしまった場合に、一定期間内であれば書面で通知することで一方的に契約を解除できる消費者を守る制度です。

相談事例紹介 「債権回収会社」からの請求に注意！

今月の相談

スマートフォンに、債権回収会社から「電子商取引法に基づく有料サイト未納のため債権回収する。至急連絡するように」とメールが届いた。有料サイトの契約をしたことはなく身に覚えがない。

このメールは、悪質な業者が、「法務大臣の許可した債権回収会社」の名前をかたり、「債権譲渡を受けた。至急連絡するように」となどと架空の債権を請求する手口なので、**連絡せずに無視するよう回答しました。**

全く根拠のない架空請求が横行しており、全国的にも、債権回収会社からメールやハガキが届いたという相談が増加しています。

メールやハガキには、「強制執行」「給与・動産・不動産の差し押え」「信用情報会社への登録」などの脅し文句や不安をおおるような内容が書いてある場合もあります。

しかし、実際に返済が滞ったままの債務があると、法務大臣が許可した債権回収会社が督促をすることもあり、慎重な対応が必要です。

債権回収業は、法務大臣の許可した債権回収会社でなければ業を営むことができませんが、実在する債権回収会社に成りすましての危険性もあります。架空請求が判断がつかない場合や、不安を感じた場合は、相手に連絡せず、支払う前に消費生活センターに相談してください。



↑債権管理回収業の営業を許可した株式会社一覧 (法務省)

☎幕別町消費生活センター(☎55-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報



©Kurosaki Gen

事例1 数日前、「**国勢調査**」と言って電話があり、銀行のことについて「いくつ**口座**があるか」「**預金**は1千万円以上あるか」と聞かれた。「**口座**は二つあり、**預金**は1千万円以下だ」と答えた後、**不審**に思い電話を切った。

(80歳代 女性)

事例2 **国勢調査**だと言って**個人情報**を聞かれたことがある。答えなかったが、答えたほうがよかったのだろうか。

(70歳代 女性)

国勢調査を装った 不審な電話に注意!

ひとこと助言



見守るくん

怪しい電話は
すぐ切って!

- 国勢調査では、調査員が電話で直接、個人情報や預金額等を聞くことはありません。
- 公的機関等をかたり、家族構成や資産状況等を聞き出そうとするいわゆる「アポ電」の可能性もあります。このような電話は、すぐに切ってください。
- 着信番号通知や留守電の録音機能を活用し、誰からの電話か分かったうえで電話に出るなどし、トラブルを防ぎましょう。
- 国勢調査に関する不審な電話があったときは、お住まいの市区町村の国勢調査担当や、自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。